

改正

平成30年6月27日条例第26号

中津川市災害に強いまちづくり条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 予防対策

第1節 災害の危険を明らかにする（第7条—第9条）

第2節 壊れないように強化する（第10条—第13条）

第3章 避難対策

第1節 避難対策（第14条—第17条）

第2節 指定避難所の設置及び運営（第18条・第19条）

第4章 応急復旧及び本復旧

第1節 応援の要請及び受入れ体制（第20条—第23条）

第2節 仮設住宅の計画（第24条）

第3節 応急復旧及び本復旧（第25条—第27条）

第5章 災害対策訓練（第28条）

第6章 災害に強いまちづくり計画（第29条）

附則

中津川市は、これまで昭和7年の四ツ目川災害、昭和34年の伊勢湾台風、昭和58年の9.28災害等の自然災害に見舞われ、尊い命や貴重な財産を失った。

また、今日では局地的な大雨による土砂災害の危険性の増大や東海地震、東南海地震、南海地震、阿寺断層帯における直下型地震等の大規模地震の発生が危惧されている。

これらの災害から、市民の生命、身体及び財産を守り、安心して生活できるよう、自助・共助・公助で災害への備えを展開することが求められている。

平成23年3月に発生した東日本大震災の未曾有の災害を教訓に、明日は我が身と捉え、全市を挙げて災害に強いまちなかつがわをつくることを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、土砂災害、地震等の自然災害から市民の生命、身体及び財産を守るため、市民、地域、市の役割又は責務を明らかにするとともに、災害への備えを展開するため、基本となる事項を定め、市民参加により全市一丸となって災害に強いまちなかつがわを実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 地震、暴風、豪雨、洪水その他の異常な自然現象により生ずる被害をいう。
- (2) 防災 災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、災害の復旧を図ることをいう。
- (3) 自主防災組織 災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第5条第2項に規定する自主防災組織をいう。
- (4) 要配慮者 高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者をいう。
- (5) 避難行動要支援者 要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものをいう。
- (6) 地域 各自主防災組織の範囲をいう。
- (7) 地区 総合事務所又は地域事務所の管轄区域をいう。
- (8) 事業者 市内で事業を営む法人及び個人をいう。
- (9) 防災関係機関 法第2条第5号に規定する指定公共機関、同条第6号に規定する指定地方公共機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者をいう。
- (10) ハザードマップ 自然災害における被害を予測し、被害範囲を地図化したものをいう。
- (11) 避難準備・高齢者等避難開始 市民に対して避難の準備を呼びかけるとともに、要配慮者等避難行動に時間を要する者に対して早めの段階で避難開始を促すことをいう。
- (12) 避難勧告 法第60条に規定する避難のための立退きの勧告をいう。
- (13) 避難指示（緊急） 法第60条に規定する避難のための立退きの指示をいう。
- (14) 福祉避難所 避難所での生活において特別な配慮を要する者を受け入れるための施設をいう。

一部改正〔平成30年条例26号〕

(基本理念)

第3条 自らの命は自らで守ること及び自分たちの地域は自分たちで守ることを原則に公助として市が支援し、それぞれの役割や責務を果たし、相互に連携し、及び協働することにより、市民が安心して暮らせる社会をつくっていくことを基本理念とする。

2 現場主義に基づき、地域分権的に避難の判断や災害対応を行うとともに、日頃使っている施設や設備を活用し、災害に対応することを基本理念とする。

(市民の役割)

第4条 市民は、前条に規定する基本理念にのっとり、自ら災害に備えるため次に掲げる事項を実施するよう努めなければならない。

- (1) 初期消火等に必要な消火器を備えること。
- (2) 食料、飲料水及び医薬品並びに避難に必要な日用品等を備えること。
- (3) 避難場所及び避難所の位置並びに避難の経路及び方法を確認すること。
- (4) 災害時の連絡先及び連絡方法を家族間で確認すること。

2 市民は、地域において、相互に協力し、自主防災組織が実施する防災訓練に参加する等防災知識の習得に努めなければならない。

3 市民は、市が実施する防災対策及び減災対策について協力するよう努めなければならない。

(地域の役割)

第5条 自主防災組織は、第3条に規定する基本理念にのっとり、自主防災活動を推進するため次に掲げる事項を実施するよう努めなければならない。

- (1) 地域の実情に応じた防災訓練、講習及び研修を実施し、地域防災力を強化すること。
- (2) 地域の危険箇所を日頃から把握すること。
- (3) 地域の避難行動要支援者を把握し、避難行動要支援者の台帳及びマップを作成するとともに、日頃からのコミュニケーションを推進すること。
- (4) 防災士と連携して地域の防災リーダーを育成し、組織力及び災害対応能力を高めること。
- (5) 地域の事業者及び様々な活動団体と連携し、地域コミュニティを強化すること。
- (6) 市が実施する防災対策及び減災対策について協力すること。

一部改正〔平成30年条例26号〕

(市の責務)

第6条 市は、第3条に規定する基本理念にのっとり、市民の生命、身体及び財産を災害から守るため、次に掲げる事項を実施するよう努めなければならない。

- (1) 災害対策に必要な計画を策定するとともに、その対策を行うために必要な体制を整備する

こと。

- (2) 災害対策を市民、地域、事業者、国、県、他の地方公共団体及び防災関係機関と連携及び協力して行うこと。
- (3) 自主防災活動を推進し、組織を強化育成するため必要な支援及び協力を行うこと。
- (4) 防災知識の啓発と普及を行い、地域における防災力向上のため防災士を育成すること。
- (5) 災害が発生した場合に備え、緊急に必要な食料及び生活必需品について防災備蓄10ヶ年整備計画により備蓄するよう努めるとともに、備蓄状況を市民に公表すること。

第2章 予防対策

第1節 災害の危険を明らかにする

(災害危険箇所の把握)

第7条 市は、断層の存在や、住宅の耐震性、豪雨時の危険箇所等、予測される災害について調査研究を行うものとする。

- 2 市は、前項の調査研究の成果を災害対策に反映させるとともに、市民に公表するものとする。
- 3 自主防災組織は、市から公表された予測される災害を組織内に周知するものとする。

(ハザードマップの作成)

第8条 市は、各地域のハザードマップを作成及び更新し、自主防災組織に提供しなければならない。

- 2 自主防災組織は、市から提供されたハザードマップを基に、地域で把握した危険箇所等を加え、ハザードマップの充実に努めなければならない。

(防災教育の充実)

第9条 市は、平常時から研修会や講習会の開催により、防災教育を積極的に行い、学校教育及び社会教育を通じて市民の防災知識の向上、防災意識の高揚に努めなければならない。

第2節 壊れないように強化する

(住宅耐震化の推進)

第10条 市民は、地震による被害を未然に防ぐため、中津川市住宅耐震化促進条例（平成21年中津川市条例第21号）により自らが所有する住宅の耐震化に努めなければならない。

(家具転倒防止の推進)

第11条 市民は、自らが所有する住宅内の家具転倒防止に努めなければならない。

- 2 市は、家具転倒防止に関する啓発及び知識の普及に努めなければならない。

(公共建築物等の耐震化の推進)

第12条 市は、公共建築物の地震に対する安全性を確保するため、計画的に耐震化を行い、市民が安心して利用できるように努めなければならない。

2 市は、橋梁、水道管、下水道管等の建築物以外の施設についても計画的に耐震化を行うよう努めなければならない。

(治山治水対策の推進)

第13条 市は、集中豪雨、地震等による土石流、土砂流出、急傾斜地の崩壊、地すべり等の災害から市民の生命、身体及び財産を守るため、国及び県との連携をとりながら、ため池整備事業、治山事業、治水事業、河川事業、砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業、地すべり対策事業等を推進するものとする。

第3章 避難対策

第1節 避難対策

(観測及び伝達体制の強化)

第14条 市は、豪雨に対して雨量及び河川の水位の観測体制を強化するとともに気象情報を早期かつ正確に把握し、その影響を的確に予測するよう努めなければならない。

2 市は、情報の迅速な伝達を市民に行うため、情報伝達システムの整備に努めなければならない。
(避難)

第15条 市は、広域な市域に対して臨機応変に現場主義に基づき、地区単位で避難勧告等が発令できるよう、体制づくりに努めなければならない。

2 市民は、災害に関する情報に留意し、危険を認知したときは自主的に避難するとともに、市から避難準備・高齢者等避難開始の情報の提供又は避難勧告若しくは避難指示（緊急）の発令があったときは、これに応じるものとする。

一部改正〔平成30年条例26号〕

(避難マニュアルの作成等)

第16条 市は、避難マニュアルを作成するための原案を作成し、自主防災組織に提供しなければならない。

2 自主防災組織は、市から提供された避難マニュアルの原案をもとに、地域の実情に応じた、各自主防災組織の避難マニュアルの作成に努めなければならない。

(避難行動要支援者対策の推進)

第17条 自主防災組織及び市は、災害時に備えて、避難行動要支援者に配慮した次の各号に掲げる対策を講ずるよう努めなければならない。

- (1) 避難行動要支援者の台帳及びマップの作成
- (2) 避難行動要支援者の避難支援体制の確立

一部改正〔平成30年条例26号〕

第2節 指定避難所の設置及び運営

(指定避難所設備の整備)

第18条 市は、指定避難所として定められた施設について、避難所における生活に必要な機能の整備を計画的に進めなければならない。

(指定避難所の運営)

第19条 市は、自主防災組織、指定避難所施設の管理者等と連携して当該指定避難所の円滑な運営に努めなければならない。

2 市は、指定避難所の円滑な管理運営を図るため、避難所運営マニュアルを作成するものとする。

3 市は、指定避難所での避難生活が困難な被災者のために、社会福祉法人等と連携して福祉避難所の設置運営に努めなければならない。

第4章 応急復旧及び本復旧

第1節 応援の要請及び受入れ体制

(応援協力体制の推進)

第20条 市は、災害が発生した場合に効果的な支援体制を確立するため、必要に応じて事業者及び自治体と災害時応援協力の協定を締結するとともに、あらかじめ応援要請マニュアルを作成するものとする。

(災害ボランティア活動への支援)

第21条 市は、災害が発生した場合においては、中津川市社会福祉協議会と連携して災害ボランティアによる被災者への支援活動の円滑な実施を支援するため、活動拠点の提供や情報の共有及び災害ボランティアの受入れ体制の整備に努めなければならない。

2 市民は、災害が発生した場合においては、災害ボランティアによる活動に対して協力するよう努めなければならない。

(医療機関との連携)

第22条 市は、医療機関と連携して災害時における応急医療体制を確立するとともに、応急医療活動に必要な施設及び設備を整備し、必要な物資、医薬品等を備蓄するよう努めなければならない。

(救援体制の推進)

第23条 市は、交流事業を行っている自治体又は災害時相互応援協定を締結している自治体が災害

により被災した場合は、必要に応じて救援及び支援活動を行うものとする。

- 2 前項以外の自治体が被災した場合において、市長及びなかつがわ全市災害救援対策本部が必要と認めた場合は、救援及び支援活動を行うものとする。
- 3 市民は、被災地への支援物資の提供、ボランティア活動等に協力するよう努めなければならない。

第2節 仮設住宅の計画

(仮設住宅の提供)

第24条 市は、東海地震、東南海地震、南海地震、阿寺断層帯における直下型地震及び大規模災害(以下次項において「大規模災害等」という。)の被害想定に基づき、仮設住宅の建設用地の確保に努めなければならない。

- 2 市は、大規模災害等の発生に備え、あらかじめ建設場所を指定した仮設住宅整備計画の作成に努めなければならない。

第3節 応急復旧及び本復旧

(応急復旧対策及び本復旧対策)

第25条 市は、災害が発生した場合においては、速やかに災害応急復旧活動を行うため、次に掲げる事項を実施するものとする。

- (1) 市民及び事業者の協力を得て、国、県及び防災関係機関とともに必要な措置を講ずる体制を確立すること。
 - (2) 必要に応じて第20条に規定する協定の締結者へ応援要請を行うこと。
 - (3) ライフラインの確保及び復旧について関係する団体との連絡体制を確立し、対策を行うこと。
 - (4) 市が指定した防災井戸を活用し、飲料水を確保すること。
 - (5) 復興に向けてがれき等の撤去処理を円滑に行うための災害廃棄物処理計画を作成すること。
- 2 市民及び事業者は、市の行う復旧対策に協力するとともに、相互に協力して速やかな生活及び事業の再建並びに被災地の復興に努めなければならない。

(緊急輸送の確保)

第26条 市は、災害が発生した場合においては、火災の消火、被災者の救難及び救助その他の応急対策を的確かつ円滑に実施するための緊急輸送を確保するため、車両等の調達に関し対策を講ずるとともに、国、県、他の地方公共団体及び防災関係機関との調整を行うよう努めなければならない。

2 市民は、災害が発生した場合においては、緊急輸送の確保を行うため次に掲げる事項を実施するよう努めなければならない。

(1) 車両の通行規制その他の交通規制を遵守すること。

(2) 交通の規制が行われていない道路においても、路上の危険を防止すること。

(3) 緊急通行車両の通行の妨げとならないよう、車両の使用を自粛すること。

(危険度判定)

第27条 災害を受けた建築物及び宅地（以下この条において「被災建築物等」という。）の所有者又は管理者は、当該被災建築物等が余震等により倒壊すること等により生じる災害を防止するため、市が実施する危険度判定（被災建築物等の危険度の応急的な判定をいう。）に協力するとともに、その判定結果に応じ避難し、又は応急の補強等の対策を実施するよう努めなければならない。

第5章 災害対策訓練

(災害対策訓練の実施)

第28条 自主防災組織は、防災関係機関と連携し、地域の実情に即した防災訓練を立案して実施するよう努めなければならない。

2 市民は、自主防災組織が実施する防災訓練に参加するよう努めなければならない。

3 市は、自主防災組織が実施する防災訓練の企画及び実施について支援するよう努めなければならない。

第6章 災害に強いまちづくり計画

(災害に強いまちづくり計画の作成)

第29条 市は、防災対策及び減災対策を総合的かつ計画的に推進するため、災害に強いまちづくりに関する施策の実施に係る計画を策定するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年6月27日条例第26号）

この条例は、公布の日から施行する。